

第3編 学校の危機管理

第1部 自然災害（震災編）

第3章 事後対応（教育活動の再開に向けて）

- 第1 安否情報、被害状況の収集と把握
- 第2 学校教育施設の再建
- 第3 授業再開の準備
- 第4 応急教育計画の作成
- 第5 心のケアの充実
- 第6 転出入に伴う学籍変更等
- 第7 入学（就学）相談に関する対応
- 第8 授業料の免除等



都立高校生による医療救護訓練

第3編 学校の危機管理

第1部 自然災害（震災編）

第3章 事後対応（教育活動の再開に向けて）

教職員は、校長の指揮監督の下、教育活動を早期に再開するため、児童・生徒の被災状況、避難先の把握、教室の確保、通学路の安全確認をするとともに、児童・生徒の心のケアに十分配慮する。

第1 安否情報、被害状況の収集と把握

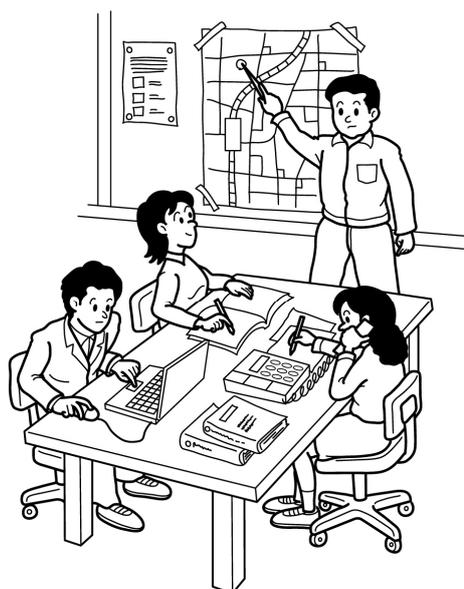
1 教職員による児童・生徒の安否確認等

緊急連絡用（引渡し）カード等の連絡先に家庭訪問又は電話で、児童・生徒、保護者の安否状況を把握する。

また、携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、災害伝言ダイヤル、SNSなど多様な手段を適時活用して、保護者に学校の状況を伝えるとともに、保護者から学校への安否情報提供を依頼する。

さらに、本人や友人、近隣者等の安否を記入できるノートを学校に備え、記入させる方法や区市町村掲示板に学校と連絡をとるよう掲示するなどして、安否情報の収集に努める。

校長は、児童・生徒の被災状況を把握し、所管の学校経営支援センターに報告する。



2 全国避難者情報システムからの情報収集

東日本大震災等では、多くの住民が全国各地に避難されたことから、元住居地の市町村や県では、避難された方の所在地等の情報把握が課題となっていたことから、総務省では「全国避難者情報システム」を構築し、避難先の市町村へ避難情報を任意に情報提供してもらい、その情報を避難元市町村へ提供することにより、見舞金等の各種給付の連絡、税や保険料の減免・猶予・期限延長の通知などに活用することができた。

学校は、震災時の対策として、あらかじめ災害時の「全国避難者情報システム」を周知しておく。

3 教科書、文房具等の被害状況の把握

児童・生徒の安否確認と同時に教科書、文房具等の紛失・焼失状況を把握し、所管の学校経営支援センターに報告する。

第2 学校教育施設の再建

校舎の補修や改修を要する箇所を点検し、被害の程度が大ききようであれば危険度判定を要請し、部分的な補修で済むようであれば修繕を学校経営支援センターに要請する。

第3 授業再開の準備

1 校舎等の安全確認・整備

授業再開に当たっては必要な教室、スペースなどを安全確認、整備を行って確保する。

被災状況を見て、教育庁は仮設校舎の建設や代替施設の利用の可能性、校舎の補修・改修・再建計

画等を判断する。

2 児童・生徒の通学路の安全確認等

授業再開に当たっては、児童・生徒が安全に通学できる通学路の安全確認を行う。安全確認は、通学区域地区担当の教職員が行う。

スクールバスの運行経路を変更する必要があるときは、関係する特別支援学校長はスクールバス契約で指定された運送管理者の職務として、緊急的な運行経路（以下「緊急ルート」という。）を設定する。

契約相手方である会社側の添乗員は、契約上の責務として不測の事態が発生したときは臨機に適切な措置を講じなければならず、そのために携帯電話等を携行し緊急連絡時には運送管理者の指示に従い、迅速かつ適切に対応するものとされている。このことから関係する特別支援学校長は、直接に添乗員と連絡を取って緊急ルートを決定し、保護者に周知する。

契約者である学校経営支援センターに対しては契約変更手続等の関係上、緊急ルートを決定する際に速やかにその内容を連絡する必要があるが、事前にそのいとまがないなどの状況がある場合は、事後に連絡するものとする。

3 授業再開時期の決定

都立学校では、学校経営支援センターと協議の上、授業再開時期の目途を定める（場合によっては、都立学校教育部高等学校教育課（指導部高等学校教育指導課と連携する。）又は特別支援教育課（義務教育特別支援教育指導課と連携する。）にも相談する。）。これに基づき、校長は、学校の実情に応じて再開時期を決定する。協議の際には、学校施設の応急復旧の状況、被災校舎の立入禁止等の安全対策、通学路の安全確保対策、上水道の復旧状況、使用可能な教室数、登校可能な児童・生徒数、避難住民の意識等を考慮する。

4 授業再開の保護者への周知

授業再開に当たって、学校は保護者に対し、授業再開の時期について、電話連絡網、掲示、案内などを通じて周知、徹底する。

第4 応急教育計画の作成

校長は、学校教育が正常に実施されるまでの間、学校施設・設備の被災状況、教職員及び児童・生徒の被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案して、休校、二部授業、他校の利用等、大震災に備えて作成した応急教育計画を見直す。

校長は、応急教育計画を作成するに当たって、当該学校経営支援センターと連携を密にするとともに、速やかに保護者及び児童・生徒へ周知する。

教育活動の再開に際しては、健康・安全教育、生活指導に重点を置く。また、心のケア対策にも十分留意する。

応急教育計画作成に当たっての主な留意点

- ・ 平常時と同様な教育活動が行えない場合も、可能な範囲の教育活動の維持、推進を図る。
- ・ 登校する児童・生徒の人数に応じた応急教育を実施する。
- ・ 地域の実情を踏まえ、当該学年に適切な応急教育とする。

第5 心のケアの充実

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の例を見ても、発災後に地震への恐怖、家族等の死傷に伴う悲しみ、将来に対する不安など、大人も子供も心が疲弊している状態にある。応急教育の立案に当たっては、このような児童・生徒の心の状態に配慮し、心のケアの指導体制をとる。

また、心のケアについては、児童・生徒等の対応を行う教職員についても配慮が必要である。
校長は教育委員会と連携し、スクールカウンセラー、精神科医、臨床心理士などの専門家による震災後の心のケア対策の充実に努める。

第6 転出入に伴う学籍変更等

避難先が遠距離の場合は、原則として転退学の手続をとる（学校に通学可能な範囲の避難所に避難している児童・生徒については、原則として元の学校に籍を置く。）。

なお、学校はこのことについて保護者に事前に十分周知するとともに、転出入に伴う手続について、避難所等に掲示するなどして保護者に周知徹底する。

第7 入学（就学）相談に関する対応

入学（就学）を控えている児童・生徒の保護者にとって、震災後の混乱した状態の中での入学（就学）は大きな不安となる。学校は、入学（就学）相談を十分に行える相談コーナーを設置し、保護者や児童・生徒の不安解消に努める。

入学者選抜の日程変更等を検討する場合には、受検者間に不公平が生じないように統一的に対応するため、公私連絡協議会（教育庁、生活文化局私学部、一般財団法人東京私立中学高等学校協会で構成）を開催して検討・協議する。都立高等学校の受検者の被災状況等により、都立高等学校の入学者選抜出願書類の締切りの変更、入学考査料の納入猶予、入学者選抜試験の日程変更、入学者選抜試験会場変更等の措置をとる。

実施した措置については、学校やマスコミを通じて受検者に周知する。

第8 授業料の免除等

東京都地域防災計画では、区市町村は、被災した児童・生徒に対する学校納付金等の減額・免除について必要な計画を立てることとしている。

教育委員会では、災害救助法が適用された場合、東京都立学校の授業料等徴収条例に基づき都立学校の入学考査料、入学料及び授業料の減額、免除、納付期限の延長の措置を行う。この場合、全ての都立学校及び教育委員会において、被災者に対し減免制度について十分周知するとともに、マスコミへの資料提供等により、これらの制度について広報を行う。

なお、授業料については、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」により平成22年度から原則不徴収であるが、標準修学年限を超過して在学する等により授業料の徴収対象になる場合において、被災により授業料の納付が困難と認められる者について、減額、免除、納付期限の延長の措置を行うものである。

また、教科書等の学用品を必要とする被災した児童・生徒については、高校の教科書の給与は災害援助法の適用対象外であるが、必要とする生徒数が多い場合には国に支援を要請する。

